

都市鉄道等利便増進法施行令案参照条文

都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）（抄）

（速達性向上計画）

第五条（略）

2・3（略）

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その速達性向上計画が基本方針に適合するものであるほか、鉄道事業法第三条第一項の規定による鉄道事業の許可を要するものにあつては同法第五条第一項各号に掲げる基準（軌道法第三条の規定による軌道事業の特許を要するものにあつては当該特許の基準）に適合し、かつ、確かかつ効果的に実施されると見込まれるものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、当該特許を要する速達性向上計画の認定については、運輸審議会に諮るものとし、その他必要な手続は、政令で定める。

5・6（略）

軌道法（大正十年法律第七十六号）（抄）

第三条 軌道ヲ敷設シテ運輸事業ヲ経営セムトスル者八国土交通大臣ノ特許ヲ受クヘシ